

## 会 員 各 位

東京都豊島区南大塚3丁目43番1号  
一般社団法人 日本アマチュア無線連盟

### 当連盟の一部会員による会計帳簿資料の不適切な取扱いについて

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶びを申し上げます。

令和4年5月21日開催の理事会において、協議の上、本書を当連盟HPに掲載することを全理事の賛成により決定しましたので、会員の皆様にお知らせいたします。

会員の皆様におかれましては、既にご存じの方もいらっしゃるかと存じますが、昨今、一部の会員らによって、当連盟の会計帳簿等（領収書等の資料も含む。以下同じ。）の画像がSNS等で不特定多数の方に対して公開されるといった、通常の組織においては考え難い事態が生じております。

会計帳簿には当連盟の活動により生ずる全ての取引が記録されており、法律上一定の要件を充足する社員の方以外は閲覧等を行うことができない機密性の高い資料です。会計帳簿が公開されれば、当連盟の取引先に対してご迷惑をお掛けするだけでなく、取引先からの当連盟に対する信用が失墜し、当連盟の業務運営にも支障をきたしかねません。

実際、過去に一部の会員らによって会計帳簿が公開された際には、インターネット上の掲示板において取引先を誹謗中傷する書き込みが多数なされたり、また取引先に対し迷惑電話をかけたたりする者が現れるなどの深刻な事態にまで発展したケースがございました。

その結果、一部の取引先から当連盟に対して苦情が寄せられたり、当連盟との取引関係を見直す旨を告げられたりするなど、当連盟の業務運営にも少なからぬ支障をきたしました。

当連盟としましては、このような事態を繰り返さないためにも、会計帳簿を公開している会員を見つけた場合には、直ちにその公開を取りやめるとともに、法の趣旨に則った適切な取扱いを行うよう要請して参りました。

例えば、昨年には、ある会員の方が、法律上定められた正規の手続を踏まずに入手した会計帳簿を複数の第三者に送付している事実を確認したため、当該会員に対して、顧問弁護士を通じて会計帳簿の公開中止を求める内容の警告文を送付いたしました。

しかし、当該会員は、上記警告を無視するばかりか、令和4年通常選挙の際にも、自らの集票のために入手した会計帳簿を多数の会員に公開するなど、取引先の不利益や連盟の信用失墜を全く意に介さない自分本位な行動を繰り返したため、再度、顧問弁護士を通じて警告文を送付いたしました。

また、当該会員以外にも、冒頭で述べましたとおり、SNS等で不特定多数の方に対して当連盟の会計帳簿を公開している会員もおり、当連盟としては、法の趣旨を無視して会計帳簿を公開する会員が後を絶たない状況に対して強い危機感を覚えております。

なお、上述の会員らは、会計帳簿を不適切に取扱うだけに留まらず、当連盟の現執行部が不正な会計を行っているかのような虚偽の情報まで流布しており、このような一連の行動は取引先からの信用を著しく棄損するものであって、到底看過できるものではありません。

そこで、当連盟は、この場を借りて、会計帳簿を公開している会員の方々に対し、会計帳簿を第三者に対して公開するといった不適切な取扱いを直ちに中止するとともに、法の趣旨に則った適切な取扱いを行っていただくよう要請いたします。

また、当連盟の会員の皆様におかれましては、会計帳簿または会計帳簿と思しき資料が公開されていることを確認されましたら、大変お手数ではございますが、当連盟まで御連絡をいただきたく存じます。

最後になりますが、当連盟は、当連盟の信用や当連盟に関係する全ての方々の利益を損なう会計帳簿の不適切な取扱いについては、今後も毅然とした態度で臨むことをこの場を借りて宣明いたします。

再度のお願いではありますが、当連盟の会員の皆様におかれましても、会計帳簿が公開されている等の不適切な取扱いを確認されましたら、大変お手数ではございますが、当連盟まで御連絡をいただきたく存じます。

当連盟の信用を守るためにも、皆様にはご理解ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具